

# 滝沢村中期財政計画

＜平成22年度～平成26年度＞



平成 22 年 2 月  
経営企画部 財務課

# 滝沢村中期財政計画

計画期間 平成 22 年度 (2010) から平成 26 年度 (2014)

はじめに 中期財政計画の目的・役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

## 1 滝沢村の財政状況

平成元年度から平成 20 年度までの決算額、平成 21 年度決算見込額

- ( 1 ) 歳入の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ( 2 ) 歳出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- ( 3 ) 収支の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- ( 4 ) 基金残高の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- ( 5 ) 村債残高の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- ( 6 ) 経常収支比率等及び財政健全化判断比率等の状況・・・・・・・・8

## 2 中期財政計画の策定と目標設定

- ( 1 ) 財政の持続可能性の要件分析・・・・・・・・・・10
- ( 2 ) 目標値の設定・・・・・・・・・・10
- ( 3 ) 試算前提条件・・・・・・・・・・11
  - 【歳入】・・・・・・・・・・11
  - 【歳出】・・・・・・・・・・13
- ( 4 ) 中期財政計画の策定・・・・・・・・・・14

3 中期財政計画のこれから・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

# はじめに

## 中期財政計画の目的・役割

～ 「滝沢村の未来を切り開き、村民一人ひとりが希望の持てるまちづくりへ」 ～

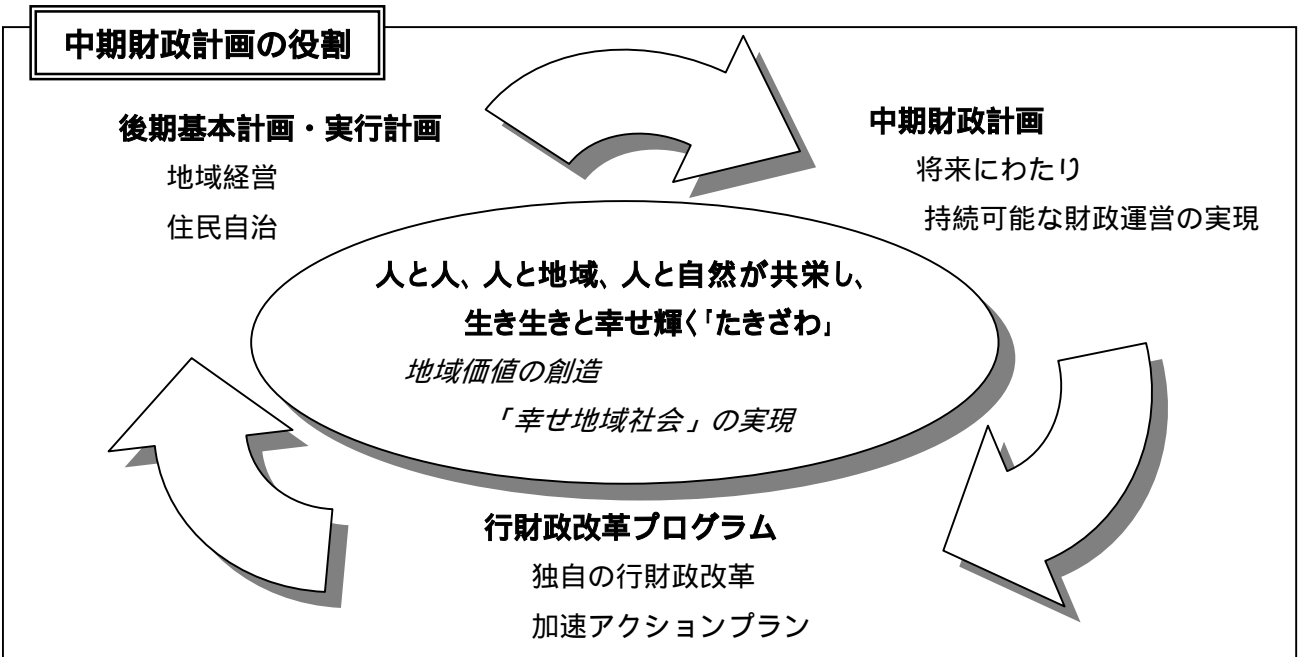
わたしたちの滝沢村は、平成元年度に村政施行100周年を、平成21年度に村政施行120周年を迎え、「地域は地域のみんでつくる」という地域経営の考え方の下、住民の皆様と共に新たな一步を踏み出しました。

その間、地方自治体は、地方分権による機関委任事務の廃止が行われ、その後の三位一体の改革など地方財政を取り巻く環境がめまぐるしく変化してきた中において、本村は5万人を越える住民の皆様を支えられ、厳しい状況を乗り越えてきました。

今後の地域主権改革は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、地域主権戦略会議において段階的に進められていくこととなります。新政权は、平成21年度末の国会において、法令による自治体の義務付け・枠付けの見直しを柱とする「地域主権推進一括法案」や「国と地方の協議の場設置法案」などの成立を目指すとしています。平成22年度においては、一括交付金化や国出先機関の原則廃止などの考え方を示す「地域主権戦略大綱」を策定し、基礎自治体への権限移譲や地方税財源の充実確保など、地域主権の実現に向けた取り組みが今後より一層本格化・加速化していくこととなります。

地域主権改革は改革の途中ですが、今後も地方財政の変革は続いていきます。地方の経済情勢については、米国経済の急速な悪化に端を発する世界金融危機と世界同時不況の影響を受け、長期的な景気後退局面に陥っており、雇用情勢の悪化やデフレスパイラルの悪循環の中、景気回復の道筋を見いだせずにあります。

このような厳しい経済情勢の中にあっても、第5次滝沢村総合計画・後期基本計画の戦略方針を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、住民総参画による滝沢村の発展に努めていく必要があります。住民の皆様にとって「生きがいを持てる充実した生活環境」の実現を図るため、将来的に持続可能な行財政基盤を確立し、継続的な行財政改革を推進すると共に、財政の健全性を確保するために「滝沢村中期財政計画」を策定します。



# 1 滝沢村の財政状況

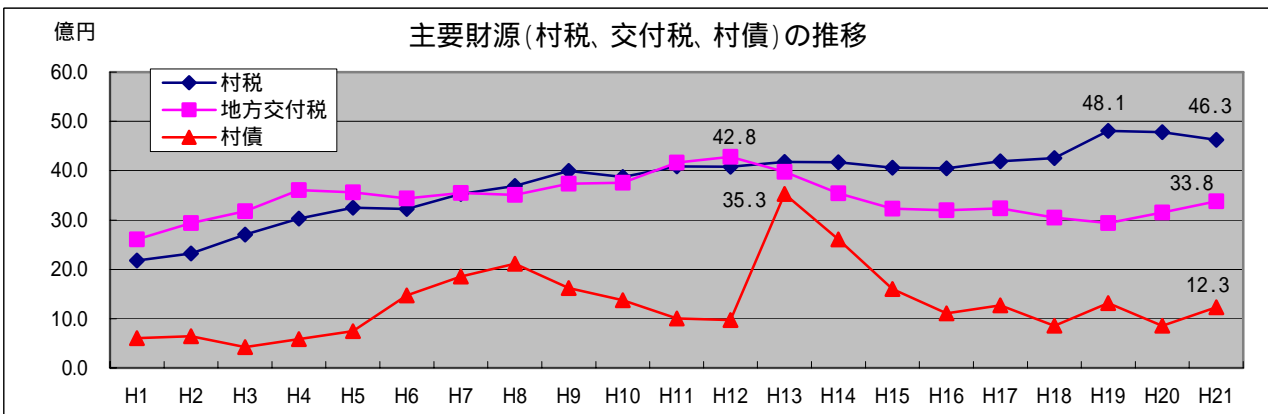
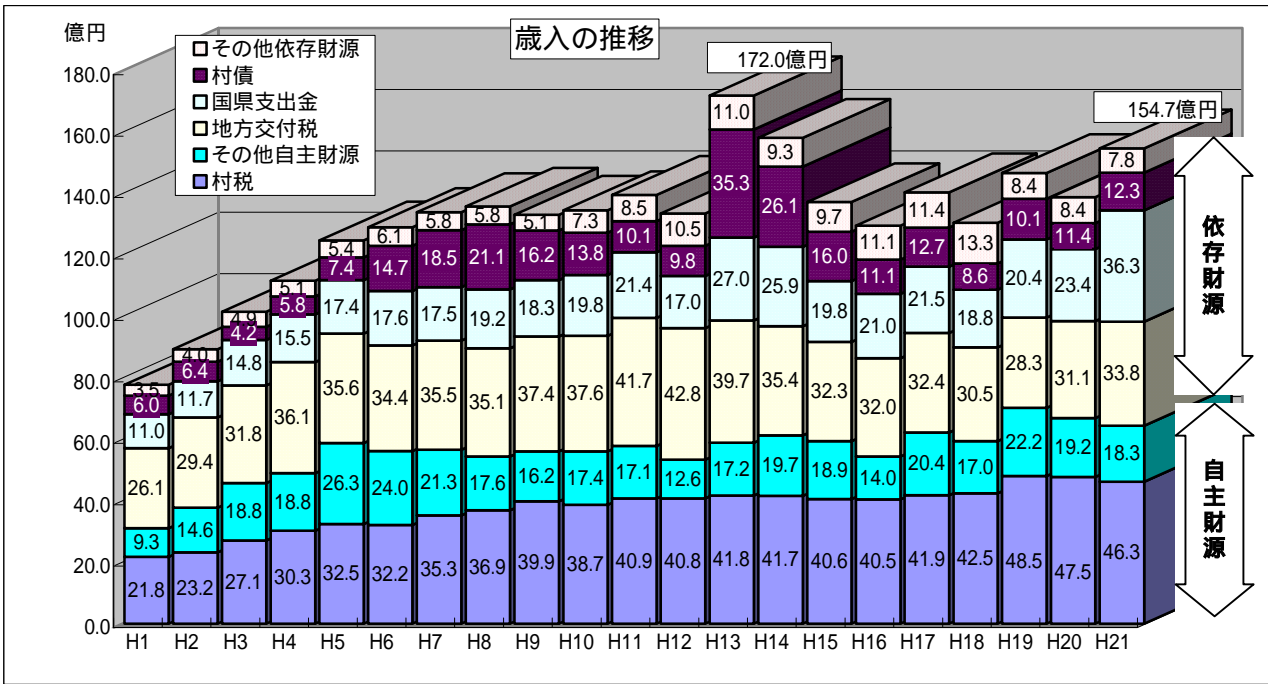
## (1) 歳入の状況 国又は県からの財源に大きく依存しています。

滝沢村に入ってくるお金（歳入）には様々な種類がありますが、大きく分けて自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源とは村が自主的に収入するもので、依存財源とは国又は県の意思決定に基づき収入されるものになります。

平成元年度から平成5年度までの自主財源は、村の発展や人口増加などを背景に増加傾向にありましたが、その後は、年度間で増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移してきました。平成18年度以降からは、税源移譲が本格実施され、村税自体の予算規模や自主財源の割合が飛躍的に向上しました。

依存財源は、大型建設事業などの財源として年度間の増減があり、特に平成13年度と平成14年度では、ごみ焼却施設建設の影響により大幅に増加しました。

平成元年度と平成21年度決算見込を比較してみると、総額が77.8億円から154.7億円（約2倍程度）に、自主財源が31.1億円から64.6億円（約2倍程度）に増加し、行財政規模が拡大してきました。しかし、昨今の世界的な景気後退長期化の影響を受け、日本経済もまた所得の低下や雇用情勢の悪化など厳しい経済局面に陥っています。国や地方自治体もその例外ではなく、今後も大幅な税収減が見込まれると共に、より一層厳しい財政運営を迫られていくこととなります。

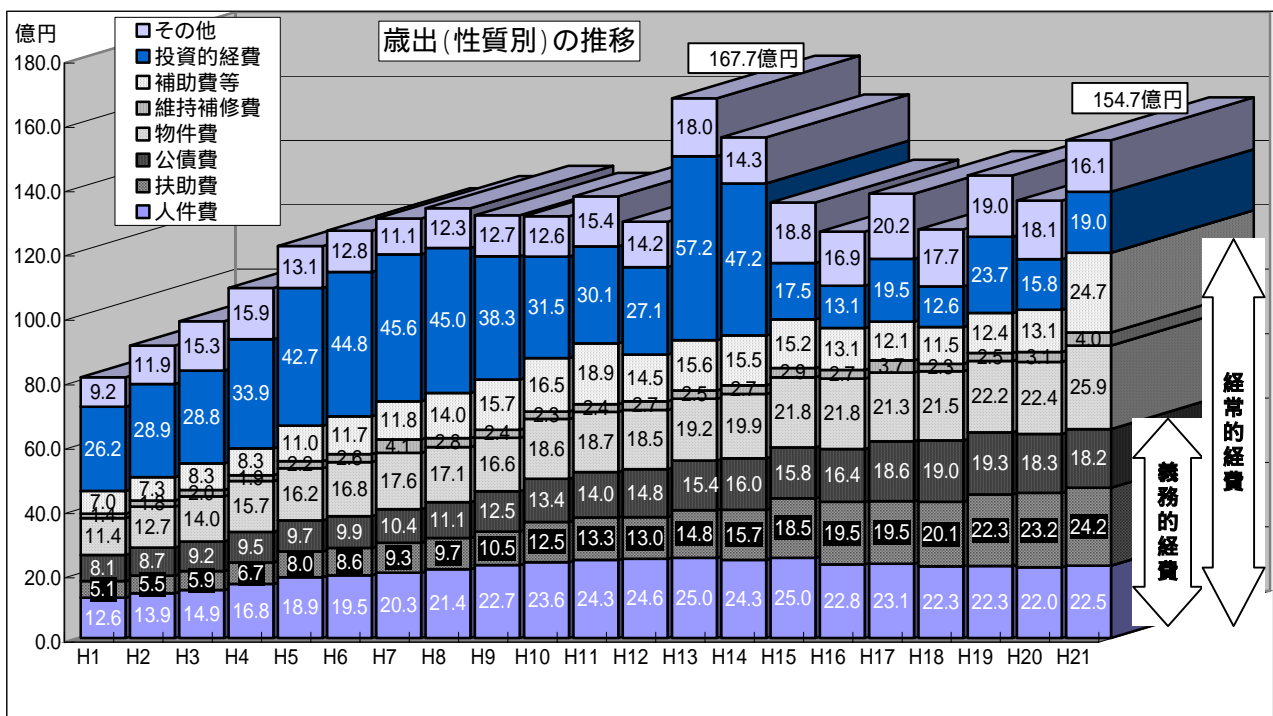


**(2) 歳出の状況 慢性的な財政の硬直化状態に陥っています。**

滝沢村から出ていくお金（歳出）にも様々な種類がありますが、歳出を性質別に捉えると、経常的経費と投資的経費に大きく分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。

義務的経費は、法令の規定やその性質上、必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できない経費であり、この義務的経費の割合が高くなると、他の経費に充てる財源（歳入）の余裕が無くなってしまふこととなります。

平成21年度決算見込の義務的経費の割合は42.0%となっており、公債費償還のピークを迎えた平成18年度の割合の48.4%と比較すると、6.4%程度は改善傾向にあるものの、歳出総額に占める義務的経費の割合は、依然として高い水準を推移しており、慢性的に財政の硬直化状態が続いているといえます。

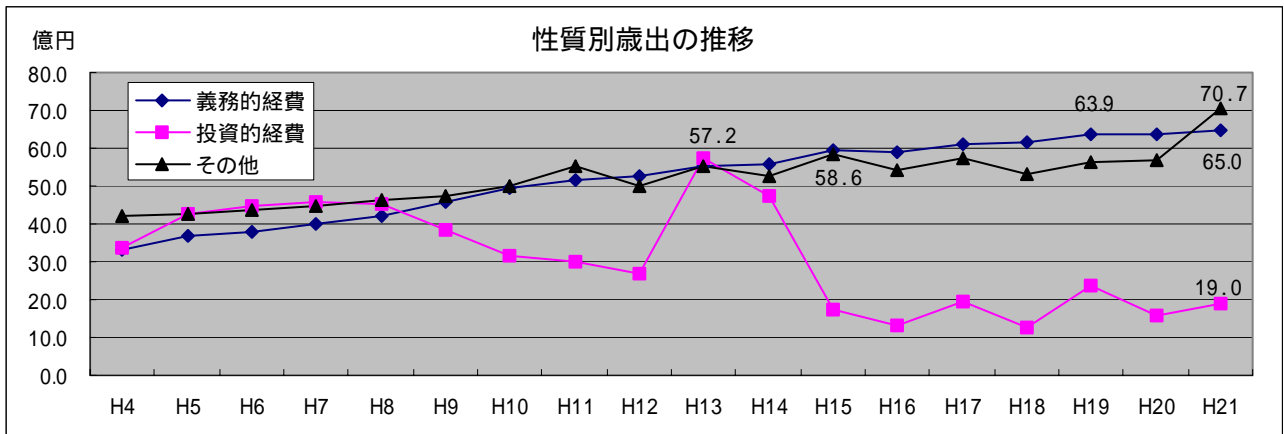


歳出も歳入と同様、平成8年度まで村の発展や人口増加などを背景に増加傾向にありました。

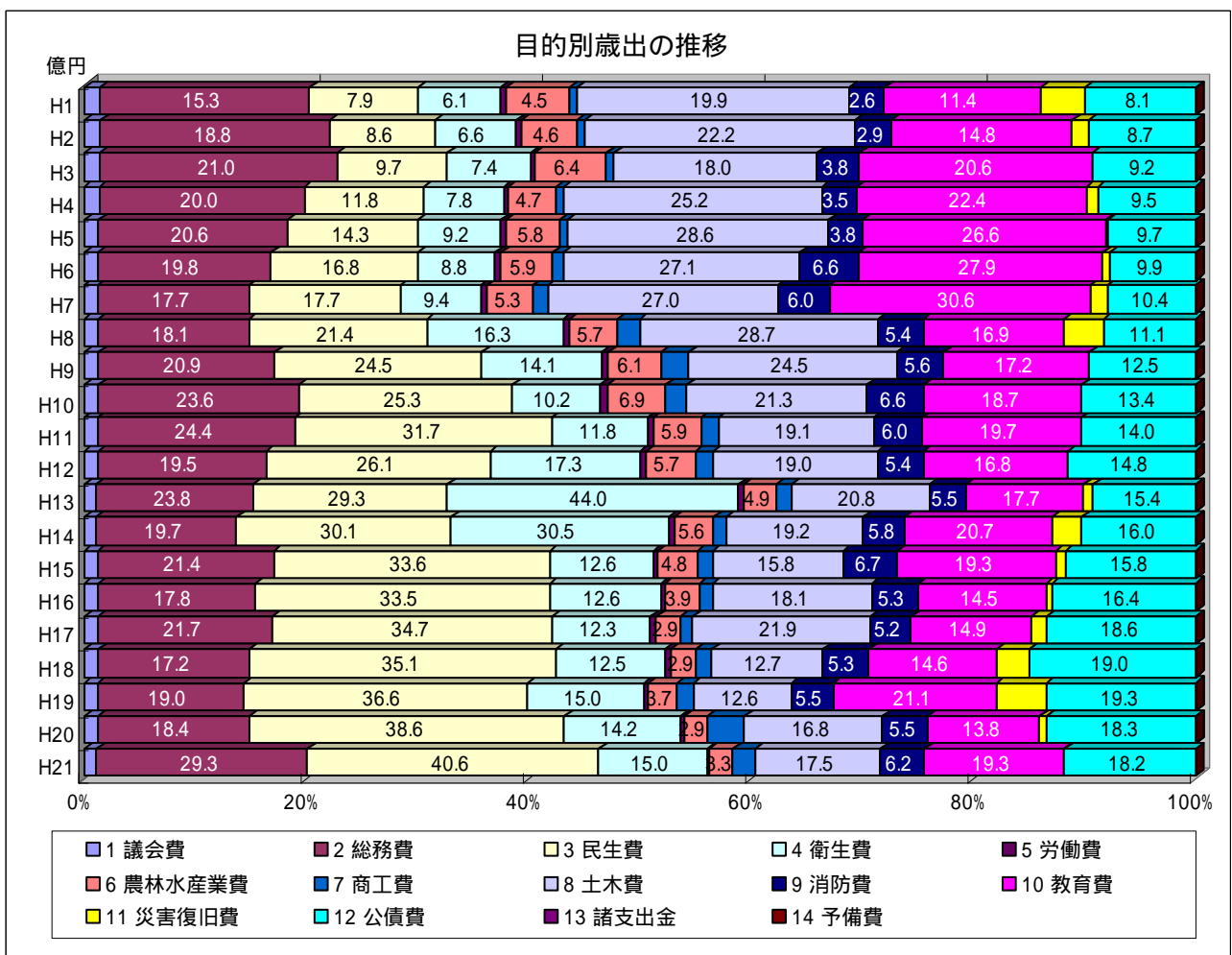
しかし、その後、歳入の伸びが止まり、投資的経費などを抑制することにより、財政を維持してきました。平成13年度と平成14年度は、ごみ焼却施設建設の影響により大きく増加していますが、その後は、隔年で増加と減少を繰り返し、災害復旧事業などの特殊要因を除くと減少傾向となっています。（隔年で増加と減少を繰り返すのは、投資的経費の繰越の影響によるもの。）

歳出を性質別に捉えると、平成8年度までは義務的経費と投資的経費の割合がほぼ同程度で推移していましたが、その後、投資的経費は、ごみ焼却施設建設分を除き大幅な縮小傾向となっています。

義務的経費は、生活保護法や児童福祉法などの規定に基づき被扶養者に対して支給する扶助費、村債を償還するための公債費が伸び続けています。平成15年度以降の歳出総額は、あまり大きく伸びていませんが、義務的経費が圧迫する形で投資的経費などが縮小されてきました。



次に、歳出を目的別に捉えると、やはり扶助費が多くを占める民生費の割合や公債費の割合が大きく伸びています。逆に土木費や教育費は、道路建設や学校建設の縮小により減少傾向にあります。

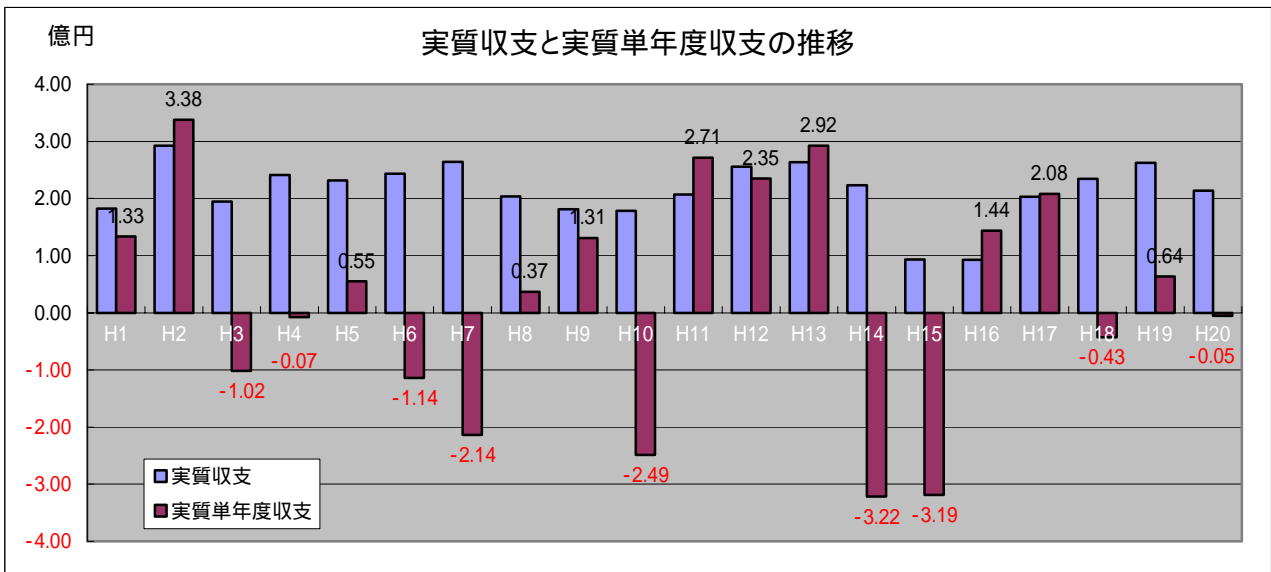


平成21年度決算見込は、平成20年度の国の補正予算にかかる定額給付金等8.5億円程度が繰越措置されていることから、歳入及び歳出予算ともに大幅な増となっています。  
 (定額給付金等の特殊要因を除く実質的な平成21年度決算見込は146.2億円程度)

### (3) 収支の状況

収入（歳入）と支出（歳出）のギャップが広がる中、今まで蓄えてきた各種基金や村債などの積極的な活用を図り、財源の確保を行ってきたことにより、歳出を高い水準に維持してきました。

これを、実質収支と実質単年度収支という2つの指標で説明します。



実質収支は、入ってきたお金（歳入決算額）から使ったお金（歳出決算額）と翌年度に繰り越したお金（翌年度繰越額）を単純に差し引いたものです。

これには、基金を使って得たお金も、基金に積立てたお金も含まれており、ほとんどの地方自治体で黒字（プラス）になっています。

それに対して、基金の中で最も影響が大きい財政調整基金の積立てや取崩しが無かったらどうなっているかを表したものが実質単年度収支です。

滝沢村の実質単年度収支は、平成18年度が赤字（マイナス）、平成19年度が黒字（プラス）、平成20年度が赤字（マイナス）と、ここ数年は隔年で赤字と黒字を繰り返しています。

#### 【実質収支】

自治体決算の純剰余（赤字の場合は純損失）であり、次の式で表します。

$$\text{実質収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額} - \text{翌年度繰越財源}$$

#### 【実質単年度収支】

財政調整基金の積立てや取崩しは、黒字や赤字の大きな要因となるため、これらの要因を除いて考えた場合の数値で、次の式で表します。

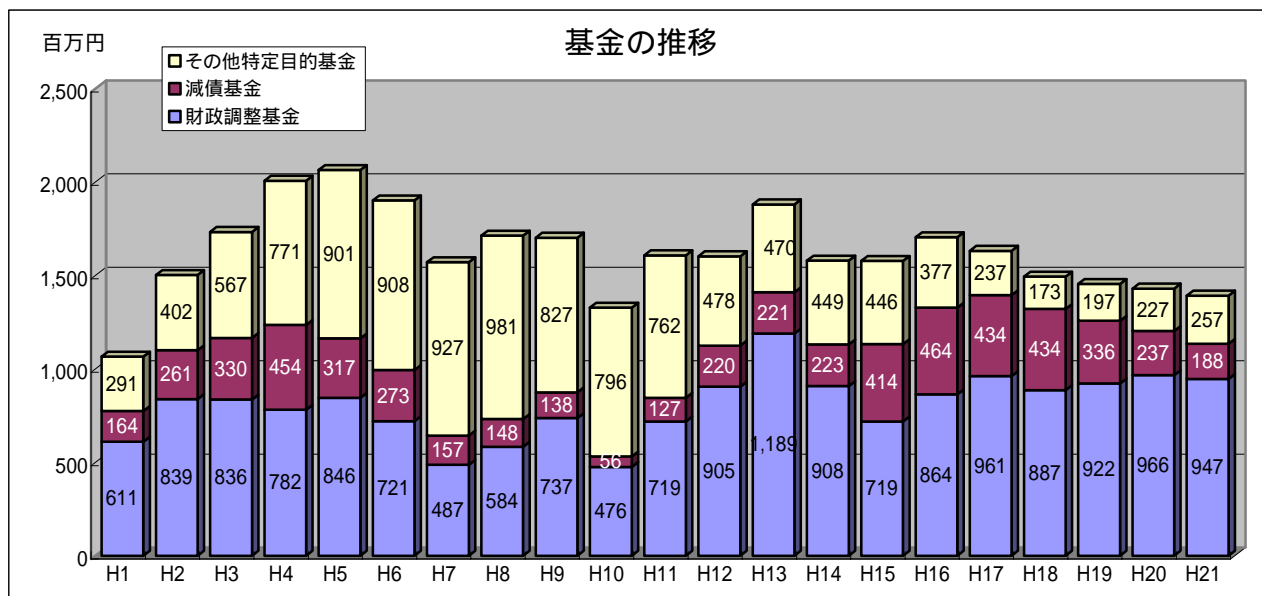
$$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} = & \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} \\ & + \text{村債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額} \end{aligned}$$

## (4) 基金残高の状況 基金残高は年々減少傾向にあります。

基金とは、家計でいう預貯金にあたるものです。

滝沢村では、村税等の伸びが好調な時期に決算時の歳入と歳出の差額などを計画的に積立ててきた一方、公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかる事業については、基金を取崩し、計画的に活用してきました。

しかし、近年、基金の取崩しによって財源の確保を行ってきたため、総額が減少傾向にあり、このままでは近い将来、預貯金が底をつき、家計の赤字を埋めることができなくなってしまいます。



財政調整基金は、年度間の財源調整という役割を担っているもので、景気の変動などにより一時的に財源が不足した場合の穴埋めとして使われており、本村では、毎年度の決算差額（歳入 - 歳出）の2分の1以上をこの基金に積立てています。

減債基金は、起債の返済（公債費）の財源として使われます。

その他、特定目的基金という、地域整備や福祉関係など個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金があります。

滝沢村には現在、5つの基金があります。

区 分	平成 20 年度末基金残高	平成 21 年度末基金残高見込 (平成 21 年度 3 月補正後)
1 財政調整基金	9 億 6, 5 8 9 万円	9 億 4, 7 0 7 万円
2 減債基金	2 億 3, 7 1 7 万円	1 億 8, 7 7 7 万円
3 地域整備特別対策事業基金	1 億 6, 1 5 0 万円	2 億 4, 2 1 1 万円
4 地域福祉基金	5, 5 4 0 万円	5 4 0 万円
5 ふるさとの水と土保全基金	1, 0 0 0 万円	1, 0 0 0 万円
合 計	1 4 億 2, 9 9 6 万円	1 3 億 9, 2 3 5 万円

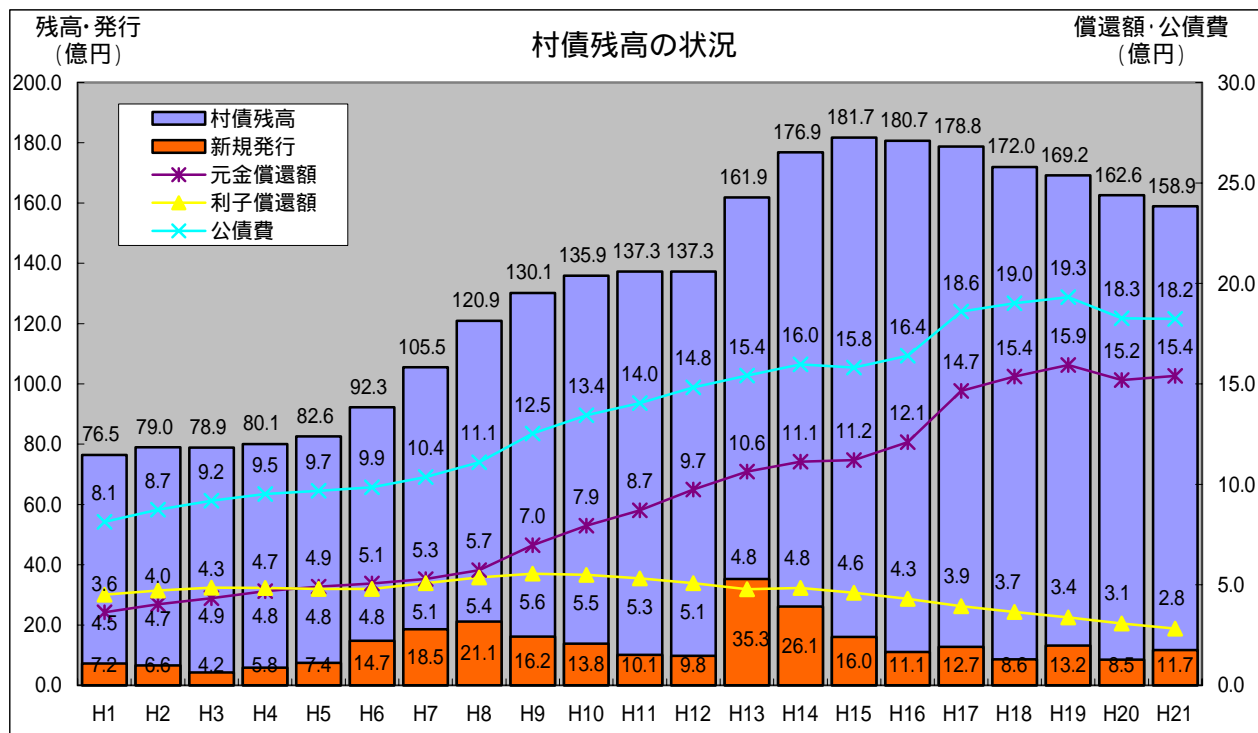


## (5) 村債残高の状況 村債残高は今後も減少傾向にあります。

地方債（村債）とは、家計でいうローンにあたるものです。

地方自治体では、原則、赤字の穴埋め目的での借金はできませんが、国の減税政策等による臨時財政対策債などの赤字借金が特例措置として認められています。

滝沢村では、公共施設の建設など、一度に多額の経費がかかり、かつ、将来その施設を使う世代にも経費を負担してもらうのが妥当な場合に限って村債を発行し、国などから借金をし、歳入を確保してきました。このことを起債といいます。



村債残高（まだ返済していない額）は、ごみ焼却施設建設に伴う起債の増発の影響により、平成15年度に181.7億円とピークを迎え、その後は、プライマリーバランスの黒字化や大型建設事業の縮小などにより、村債残高は減少傾向にあります。

平成21年度決算見込における住民一人あたりの負担額は、約29万7千円程度、1世帯あたりの負担額は、約78万5千円程度となっています。（平成22年1月末人口及び世帯数）

公債費（毎年返済していく額）は、平成18年度に19.0億円とピークを迎えましたが、村債の返済には10年から25年程度の期間を要すること、さらには村債の返済額は、固定金利方式で毎年同じ額を返済していかなければならないことから、今後も急激な減少は見込めず、過去の借入れの返済が終了するまでは同程度の額で推移していくことになります。

また、プライマリーバランスを考慮し、村債発行を慎重にしていかなければ、村債残高、公債費ともに増加し、将来への負担が増加することとなります。

平成21年度決算見込の公債費は約18.2億円であり、今後もほぼ同水準の公債費の償還が続いていきます。

プライマリーバランスとは、その年度に新規発行する村債の額を償還元金の額以下に抑制することです。（平成21年度決算見込の元金償還額15.4億円、新規発行額11.7億円）

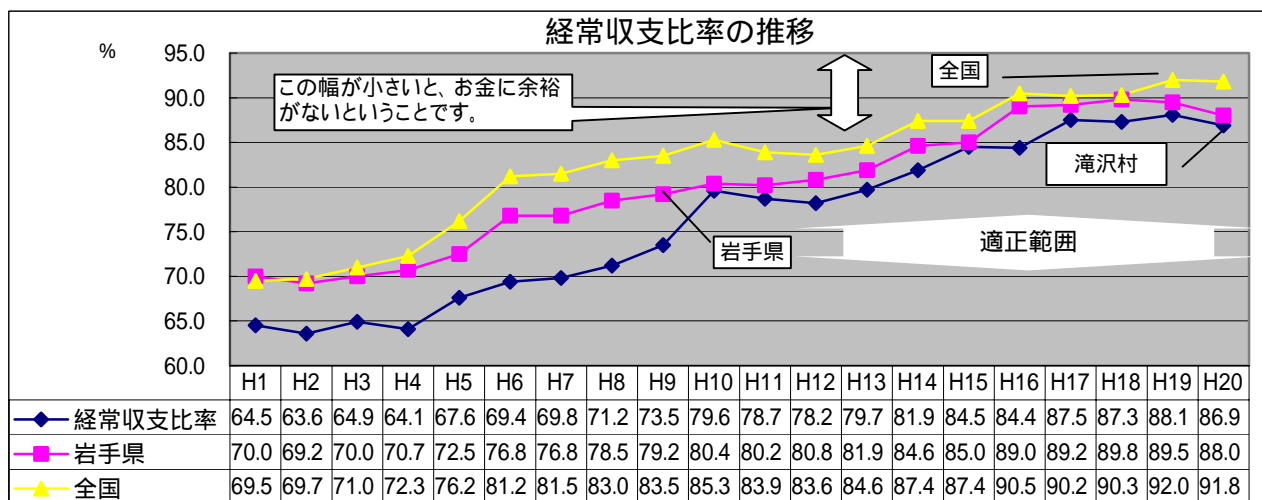
## (6) 経常収支比率等及び財政健全化判断比率等の状況

### 経常収支比率

義務的経費などの支払いに充てる財源（歳入）の割合を示した指数を経常収支比率といいます。

家計に例えると、住居費や光熱水費などのような毎月確実に支出される経費に対する、給料のような毎月決まって得られる収入の割合を表したものになります。この値が大きくなるほど、新たな住民ニーズに対応するための行政サービスに充てる財源に乏しく、財政構造の弾力性が失われつつあることを意味します。従来、適正な値は町村で70～75%、市で75～80%といわれてきましたが、現状ではほとんどの地方自治体が適正な範囲を超えてしまっています。

滝沢村は、平成9年度まで75%以下の適正な範囲内にありましたが、その後徐々に増嵩し、平成17年度以降は85%台にまで達しており、より一層財政の硬直化が進んでいる状態にあります。



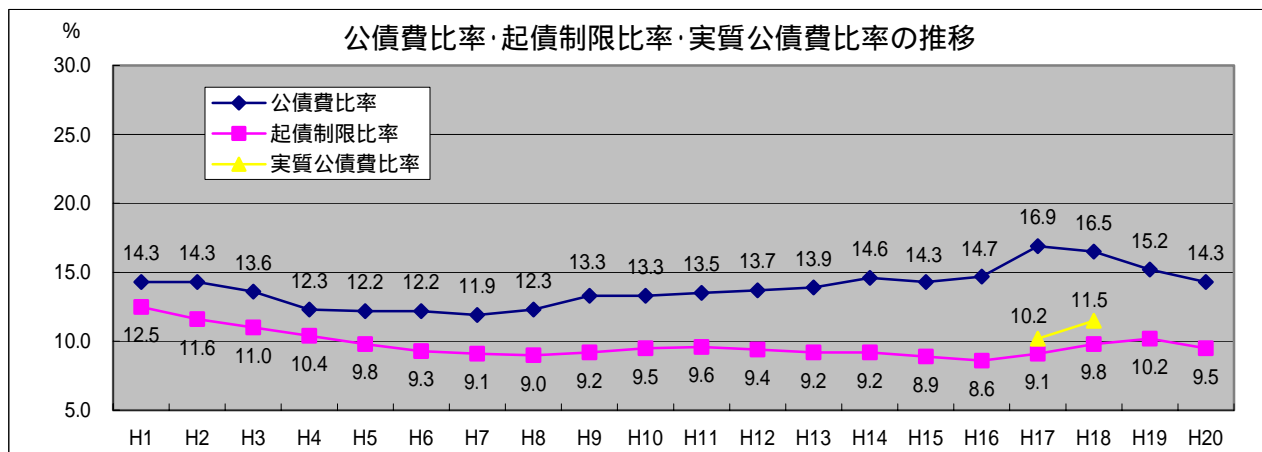
### 公債費比率・起債制限比率・実質公債費比率

公債費（元金及び利子償還）の支払いに充てる財源（歳入のうち一般財源）の割合を示した指標を公債費比率といいます。この指標も、経常収支比率と同様に財政の硬直化を図る目安となります。

また、地方債の発行の制限指標とされてきた起債制限比率に変わり、地方自治体の債務（借金）をより厳密に表す指標として、平成17年度から実質公債費比率が導入されることとなりました。

公債費比率は15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号といわれています。

実質公債費比率は18%以上が許可制、25%を超えると原則、地方債の許可が制限されます。



一般財源 = 地方税 + 地方譲与税 + 各種交付金等 + 地方交付税

## 財政健全化判断比率・資金不足比率

平成19年6月22日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法律」という。）が公布され、平成19年度決算以降から全ての地方自治体が健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられることとなりました。

さらに平成21年度に法律が全面施行され、平成20年度決算から早期健全化基準等以上になった場合に財政健全化計画等の策定が義務付けられることとなりました。

### 【健全化判断比率】

#### （ア）実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

#### （イ）連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

#### （ウ）実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

従来、地方財政状況調査（決算統計）に基づき報告していた当該比率については、法律の公布に合わせ、健全化判断比率の一部に移行されています。

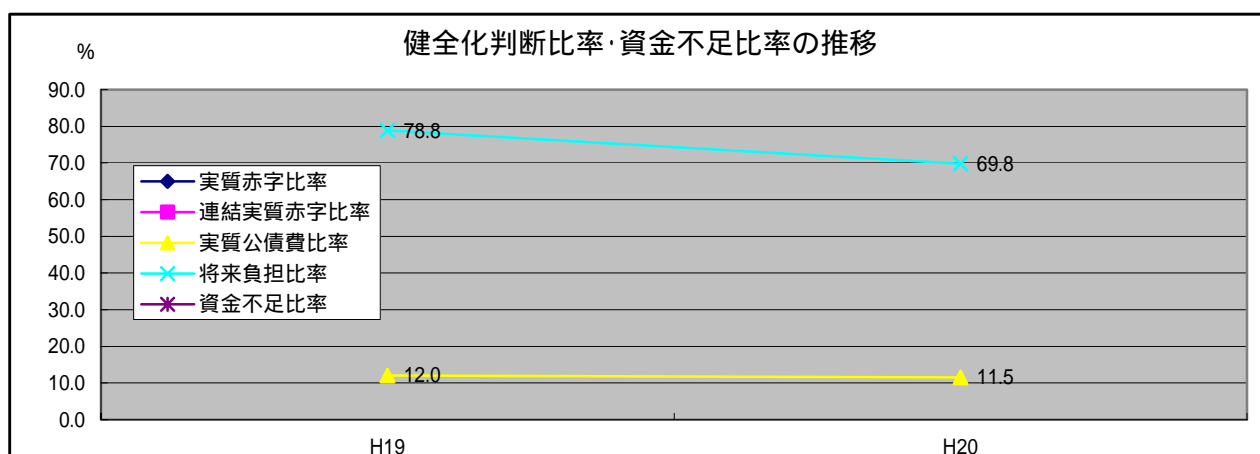
#### （エ）将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

### 【資金不足比率】

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。



実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額が発生しておりません。（比率の算定なし）  
資金不足比率については、資金の不足額が発生しておりません。（比率の算定なし）

## 2 中期財政計画の策定と目標設定

滝沢村財政の特徴を下に、今後の制度改正や平成20年度までの行財政改革による取り組みなど、現時点で想定される試算条件を踏まえて、平成22年度から平成26年度までの普通会計における中期財政計画を示します。

### (1) 財政の持続可能性の要件分析

国の三位一体の改革の影響や少子高齢化社会の進展などにより、地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が加速されていくものと考えられ、自治機能の喪失ともいえる財政再生団体も現実のものとなりかねません。

しかしながら、セーフティネットをはじめとする必要不可欠な公共サービスの提供や社会基盤の整備は、基礎自治体として住民に果たすべき責務であり、使命と受け止めます。

<総合計画の着実な実行 = 住民福祉の向上>

後期基本計画に基づく実行計画の着実な実行と展開を図るためには、施策の選択と集中による財源の効果的な活用と住民協働や民間活力の導入などが重要であることから、常に仕組みを見直していくことが必要です。

<経済性・効率性の推進 = 収支の均衡>

庁内にあっては、それぞれの経営資源の所管が分散していることから、機動的・効果的な運用体制の整備や庁内横断的かつ戦略的な事務事業への支援が必要となってきます。

また、事務事業の実施にあたっては、現場に即した庁内分権化や一層の経済性・効率性を進めていかなければなりません。

<将来負担の適正化 = 将来への責任>

プライマリーバランスを考慮し、村債発行を慎重にしていかなければ、村債残高、公債費ともに増加し、将来への負担が増加することとなります。

滝沢村が「滝沢村自身の未来を切り開き、住民一人ひとりが希望の持てるまちづくり」を推進していくために、そして自立して持続可能な財政運営を行っていくために必要なことは、「住民福祉の向上を図り、収支の均衡と将来への責任を果たす」ことが必要であるといえます。

### (2) 目標値の設定

収支均衡を保つための調整財源確保としての基金残高

毎年度の収支が均衡、あるいは、収入が支出を上回らない限り、年度間の財源調整のための基金を保有する必要があります。

また、年度間の財源不足を補うための財源調整としての基金を保有することは、災害や教育施設の耐震化など、緊急の行政課題への迅速な対応を可能にし、かつ、弾力性を実質的に担保するものであることから、基金残高の確保を財政計画上の目標として設定します。

本計画では、後期基本計画に基づく実行計画事業を実施した場合においても、保有可能な基金の総額として10億円以上を目標とします。

## 将来にわたる財政負担の適正化としての村債残高

滝沢村のプライマリーバランスは、既に黒字化し、村債残高は減少傾向にあります。

しかし、単年度の収支の均衡を保つため、国の同意又は許可に基づかない村債発行（赤字借金）を行い、財政を維持していくことは、現在の借金を後世代へ転嫁することとなり、健全な財政とはいえない状況となることから、村債残高の減少を財政計画上の目標として設定します。

ただし、国の制度改正や制度変更等に基づき、地方自治体の財政状況や財政規模なども多分に左右されるものであることから、今後もプライマリーバランスの黒字化を図っていくことを前提としながらも、中・長期的な視野の下、村債残高に係る新たな目標値の設定等について、今後検討していきます。

### (3) 試算前提条件

平成22年度については、平成22年度当初予算額を目的別又は性質別に計上しています。平成23年度及び平成24年度については、現段階において総合計画に基づき計画されている実行計画の額を全て計上しています。平成25年度以降については、前年度実績又は全2カ年又は全3カ年に基づく推計などによります。なお、個別の推計方法については、以下の条件により推計しています。

#### 【歳入】

##### 村税

各税目及び各区分ごとに現行税率を基に調定額等を積算し、平成22年度当初見込収納率などを乗じて算出。

個人住民税については、均等割において、納税義務者数の伸び悩みなどを見込み0.0%から0.2%の間での増として推計。所得割において、所得の低下や雇用情勢の悪化などによる減収要因や税制改正に伴う普通扶養控除（0歳から15歳）の廃止と特定扶養控除（16歳から18歳）の縮減による増収要因などを勘案し、0.8%から2.5%の間での減として推計。

法人住民税については、均等割において、各年度1.0%の増として推計。法人税割において、一部景気の回復基調を見込み2.6%から15.0%の間での増として推計。

固定資産税については、3年ごとの評価替えを加味し、各年度の課税標準額の推計を行い、軽減・減免措置を控除し推計。土地においては、0.2%から0.5%の間での増として推計。家屋においては、課税標準額の増額要因や評価替え後における過去の減少割合などを勘案し、5.0%から2.5%の間での増減として推計。償却資産においては、景気低迷に伴う設備投資の減少による減収要因や一部景気の回復基調を見込み3.0%から1.0%の間での増減として推計。

軽自動車税については、自動車購入補助金やエコカー減税の増収要因などを勘案し、1.0%から3.0%の間での増として推計。

たばこ税については、税制改正に伴うたばこ税率引上による増収要因と喫煙率低下による減収要因などを勘案し、0.1%から5.5%の間での減として推計。

その他税目については、平成22年度当初予算額を基本とし、前年及び過去の実績等に基づき推計。

##### 使用料・手数料

使用料及び手数料については、平成22年度当初予算額と同額として推計。

## その他収入

繰入金については、財政調整基金を平成 24 年度 92 百万円、平成 25 年度から平成 26 年度まで毎年度 73 百万円の取り崩し、地域整備特別対策事業基金を平成 23 年度 42 百万円、平成 24 年度 16 百万円、平成 25 年度から平成 26 年度まで毎年度 125 百万円の取り崩し、ふるさとの水と土保全基金を平成 23 年度から平成 26 年度まで毎年度 2 百万円の取り崩しを想定。

諸収入については、平成 22 年度当初予算額を基本とし、平成 25 年度の市町村振興助成金皆減分を勘案し推計。

その他については、平成 22 年度当初予算額と同額として推計。

## 地方交付税

平成 22 年度の普通交付税については、国の出口ベース 6.8%増を基に、基準財政需要額においては、「地域活性化・雇用等臨時特例費」皆増分、「地域雇用創出推進費」皆減分、「地方再生対策費」など特殊要因を加味し、基準財政収入額においては、昨今の景気後退長期化や雇用情勢の悪化などによる減収影響分を加味し、臨時財政対策債増の影響分と合わせて推計。平成 23 年度以降については、「平成 22 年度経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において示されている国内総生産（GDP）の名目又は実質成長率、その他特殊要因等を勘案し推計。

臨時財政対策債については、平成 22 年度までの措置とし、平成 23 年度以降から普通交付税へ振替えられるものとして推計。

特別交付税については、普通交付税同様、国内総生産（GDP）の名目又は実質成長率、その他特殊要因等を勘案し推計。

## 国庫支出金及び県支出金、村債

国庫支出金及び県支出金については、平成 22 年度当初予算額にかかる特定財源及び平成 22 年度実行計画における特定財源を勘案し、平成 23 年度から平成 24 年度までを推計。平成 25 年度以降については、前年及び過去の実績等に基づき推計。

なお、平成 22 年度から実施される児童手当併給の子ども手当（半額）については、平成 23 年度以降から全額国庫負担扱い（地方負担なし）されるものとして推計。

県支出金については、平成 23 年度の総合補助金皆減分、平成 25 年度の電源立地交付金皆減分を勘案し推計。

臨時財政対策債については、平成 22 年度までの措置とし、平成 23 年度以降から普通交付税へ振替えられるものとして推計。

## 譲与税、交付金

地方譲与税については、平成 22 年度当初予算額と同額として推計。

地方特例交付金については、平成 23 年度において、子ども手当特例交付金（子ども手当全額実施に伴う制度拡充分）増分を勘案し推計。平成 24 年度において、減収補てん特例交付金（エコカー減税減収補てん分）皆減分を勘案し推計。平成 25 年度以降については、平成 24 年度同額として推計。

その他については、平成 22 年度当初予算額と同額として推計。

なお、地方譲与税及び自動車取得税交付金、地方消費税交付金については、税率等を含む制度設計が不透明な状況にあることから、現行制度の税率に基づき推計を行っている。

## 【歳 出】

### 人件費

平成 22 年度の普通会計職員数 257 人（全体 296 人）を基に、定年退職年を基本とした採用人数を考慮し、普通会計職員の人数の積上げにより試算。その他の人件費については、平成 22 年度当初予算額を基本として推計。

### 扶助費

平成 22 年度当初予算額を基本とし、平成 23 年度及び平成 24 年度については、平成 22 年度実行計画における扶助費の積上げにより推計。平成 25 年度以降については、前年及び過去の実績等に基づき推計。

なお、平成 22 年度から実施される児童手当併給の子ども手当（半額）については、平成 23 年度以降から全額国庫負担で全額実施されるものとして推計。

### 公債費

平成 21 年度決算見込に基づく現段階の償還計画に加え、新規起債発行については、平成 22 年度実行計画における起債額の積上げにより償還額を各年度ごとに試算。なお、新規発行条件は、3 年据置、15 年償還、借入利率 3.5%、元利均等償還を基本としている。

### 普通建設事業費

平成 22 年度当初予算額を基本とし、平成 23 年度及び平成 24 年度については、平成 22 年度実行計画における普通建設事業費の積上げにより推計。平成 25 年度以降については、特殊要因を加味し、前年及び過去の実績等に基づき推計。

### 繰出金

平成 22 年度当初予算額を基本とし、各特別会計ごとの財政計画又は経営計画等に基づき一般会計繰出金を推計。

### 物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資・出資・貸付金

物件費については、平成 23 年度において、単年度で大幅に増減する特殊要因や過去の実績等を勘案の上、平成 22 年度当初予算額の 3.0%と推計し、平成 24 年度以降については、平成 23 年度と同額として推計。

補助費等については、平成 23 年度において、単年度で大幅に増減する特殊要因や過去の実績等を勘案の上、平成 22 年度当初予算額の 11.4%と推計し、平成 24 年度以降については、平成 23 年度と同額として推計。

積立金については、平成 23 年度まで交流拠点複合施設建設の積立て 50 百万円を想定し、平成 24 年度以降については、元金積立てを除く利子積立てのみを想定。

その他については、平成 22 年度当初予算額と同額として推計。

## (4) 中期財政計画の策定

(単位：百万円，%)

区分		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
自主財源	村税	4,467	▲3.4	4,508	0.9	4,502	▲0.1	4,488	▲0.3	4,487	▲0.0
	使用料・手数料	136	3.5	136	0.0	136	0.0	136	0.0	136	0.0
	その他収入	1,168	▲31.1	1,202	3.0	1,269	5.6	1,350	6.3	1,350	0.1
	小計	5,770	▲10.6	5,846	1.3	5,907	1.0	5,973	1.1	5,974	0.0
依存財源	地方交付税	3,469	2.7	4,280	23.4	4,176	▲2.4	4,105	▲1.7	4,084	▲1.0
	国庫支出金	2,021	▲23.5	3,449	70.7	3,777	9.5	3,613	▲4.3	3,695	2.3
	県支出金	1,318	33.4	626	▲52.5	562	▲10.2	593	5.5	580	▲2.2
	譲与税・交付金	792	0.9	805	1.7	798	▲0.9	798	0.0	798	0.0
	村債	1,610	31.0	663	▲58.8	739	11.5	687	▲7.0	719	4.6
	小計	9,210	2.1	9,824	6.7	10,053	2.3	9,797	▲2.5	9,856	0.6
歳入合計		14,980	▲3.2	15,670	4.6	15,960	1.9	15,770	▲1.2	15,830	0.4

経費区分	性質別区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
経常的経費	義務人件費	2,331	3.5	2,280	▲2.2	2,265	▲0.7	2,277	0.5	2,291	0.6
	扶助費	3,197	32.0	4,378	36.9	4,406	0.6	4,392	▲0.3	4,399	0.2
	公債費	1,815	▲0.5	1,796	▲1.0	1,766	▲1.7	1,761	▲0.3	1,775	0.8
	物件費	2,696	3.9	2,590	▲3.9	2,549	▲1.6	2,549	0.0	2,549	0.0
	維持補修費	263	▲34.8	263	0.0	263	0.0	263	0.0	263	0.0
	補助費等	1,829	▲26.1	1,620	▲11.4	1,620	0.0	1,620	0.0	1,620	0.0
	小計	12,131	1.4	12,928	6.6	12,868	▲0.5	12,862	▲0.1	12,897	0.3
その他経費	積立金	125	▲61.6	51	▲58.9	2	▲97.1	1	▲7.1	1	▲14.0
	投資・出資・貸付金	167	▲0.6	167	0.0	167	0.0	167	0.0	167	0.0
	繰出金	1,127	1.4	1,147	1.7	1,157	0.9	1,195	3.3	1,233	3.1
	小計	1,419	▲11.6	1,365	▲3.8	1,325	▲2.9	1,364	2.9	1,401	2.7
投資的経費	普通建設事業費	1,430	▲24.0	1,377	▲3.7	1,766	28.3	1,544	▲12.6	1,532	▲0.8
	災害復旧事業費	0	▲100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	1,430	▲24.7	1,377	▲3.7	1,766	28.3	1,544	▲12.6	1,532	▲0.8
歳出合計		14,980	▲3.2	15,670	4.6	15,960	1.9	15,770	▲1.2	15,830	0.4
収支(歳入-歳出)		0		0		0		0		0	

基金積立額	121	51	2	1	1
基金取崩額	▲7	▲44	▲110	▲200	▲200
基金残高	1,506	1,514	1,405	1,207	1,008
村債残高(A)+(B)	15,955	15,106	14,360	13,565	12,782
(A)臨時財政対策債残高(※)	5,550	5,326	5,074	4,783	4,444
(B)その他村債残高(※を除く)	10,405	9,781	9,286	8,782	8,338
経常収支比率	87.8	86.7	87.3	88.4	89.3
実質公債費比率	10.5	10.3	10.1	10.1	10.2

表示単位未満で調整を行なっている為、小計及び合計、伸率が一致しない場合があります。



### 3 中期財政計画のこれから

村行政は、「生活者の視点」を基本に住民との「対話」を重視し、様々な地域課題を真摯に受け止め、現在の本村を取り巻く環境などを客観的に分析しながら、毎年度、後期基本計画に基づく実行計画を策定し、住民サービスの向上と持続可能な財政運営を実現させていくこととなります。

本計画は、今後の後期基本計画に基づく実行計画の見直しや改善等をはじめ、毎年度の予算編成を行う過程において、滝沢村が今後も持続可能で安定的な財政運営を行っていくための指針となるものです。

総合計画の実現をはじめ、この財政計画も行政のみで行えるものではありません。「地域は地域のみなでつくる」を滝沢村第5次総合計画の基本構想としています。自治会をはじめとする多くの団体、そして住民の皆様のご理解と協力によって、はじめて達成できるものです。

**「滝沢村の未来を切り開き、住民一人ひとりが  
希望の持てるまちづくりへ」**

**地域のみんなの、あなたの力が滝沢村を変えていく力になります。**

